

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成24年3月22日（木）

開会 9時00分

閉会 11時45分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、岩崎恭典委員、牛場まり子委員、清水明委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹（再掲）

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己、学校教育分野総括室長 白鳥綱重

教育支援分野総括室長 服部浩、研修分野総括室長 長野修

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室長 藤田曜久、教育改革室主幹 北村武

教育改革室副室長 梅澤裕

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定、人材政策室副室長 出口勤

人材政策室副室長 橘泰平、人材政策室主幹 山本嘉

人材政策室副室長 栗本健光、人材政策室主査 山下健康

人材政策室副室長 花岡みどり、人材政策室主幹 松本忠

福利・給与室長 福本悦蔵

学校施設室長 大森邦彦、学校施設室副室長 長島弘哉

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰、高校教育室副室長 長谷川敦子

高校教育室副室長 加藤幸弘、高校教育室充指導主事 井村晴生

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行、スポーツ振興室副室長 吉田光徳

スポーツ振興室主査 上田雅章、スポーツ振興室副室長 山口勉

スポーツ振興室主幹 岡 芳正

5 議案件名及び採決の結果	審議結果
件名	
議案第 80 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 81 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 82 号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 83 号 職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第 84 号 職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 85 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決
議案第 86 号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 87 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 88 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 89 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 90 号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 91 号 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 92 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 93 号 平成 25 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決
議案第 94 号 第 7 次三重県スポーツ振興計画について	原案可決
議案第 95 号 「三重県スポーツ施設整備方針」（案）について	原案可決

6 報告題件名

件名	
報告 1 平成 23 年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」について	
報告 2 教員の資質能力向上支援事業の平成 23 年度実施結果と平成 24 年度の概要について	
報告 3 平成 24 年度事務局職員の人事異動報告について	
報告 4 平成 24 年度県立学校教職員の人事異動報告について	
報告 5 平成 24 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について	

7 審議の概要

・開会宣言

丹保健一委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 24 年 3 月 9 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 83 号から第 86 号まで及び報告 3 から報告 5 では人事案件のため、議案第 93 号は意思形成過程のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 80 号から第 82 号まで、第 87 号から第 92 号まで及び第 94 号、第 95 号を審議し、報告 1、報告 2 の報告を受け、非公開の議案第 83 号から第 86 号までを審議し、報告 3 から報告 5 までの報告を受け、議案第 93 号を審議する順番とすることを確認する。

・審議事項

議案第 80 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
（藤田教育改革室長説明）

議案第 80 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案します。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長 真伏秀樹。
提案理由 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由です。

1 枚めくってください。1 ページが、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案でございます。三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和 33 年教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。別表三の項高等学校の欄中三重県立宮川高等学校を削る。付則、この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

もう 1 枚めくってください。2 ページにございますのが、この規則の一部を改正する規則案要綱でございます。1. 改正理由。平成 24 年 3 月 19 日に三重県立宮川高等学校を廃止することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要があるということでございます。2. 改正内容は、そこにあります三重県立高等学校通学区域に関する規則別表について、三重県立宮川高等学校を削るということになります。施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日からとなっています。

3 ページをご覧ください。これが、規則案の新旧対照表でございます。現行はこの

表の下の欄、別表（第二条関係）に、三重県立相可高等学校、三重県立宮川高等学校とございますが、改正案としましては上の欄、三重県立相可高等学校のみ、三重県立宮川高等学校につきましては、先ほど来の提案にありますように削るということになります。

【質疑】

委員長

議案第 80 号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 81 号公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（木平人材政策室長説明）

議案第 81 号公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。
提案理由 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 項の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この提案をする理由である。

めくっていただきまして 1 ページが、今回改正しようとする規則の一部を改正する規則案でございます。具体的に、内容につきましては、3 ページの今回の規則等を改正する改正理由、改正内容に基づいて、説明させていただきたいと思っております。今回の改正点、4 点ございますけれども、これは、改正理由のところ、週休日の確保ということで土曜日、日曜日の確保ということで、この土曜日に何らかの形で勤務をする場合、週休日の振替等に係る規定の整備、それから、育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、働きやすい環境づくりの一層の推進を図りたいということでございます。

2 番の（1）ですけれども、1 点目が週休日の振替制度の改善ということで、週休日というのは通常、土曜日、日曜日でございます。そのときに勤務をした場合の代替の振替なんですけれども、現行の規定では 1 日、1 日というのは今、7 時間 45 分なんですけれども、あるいは 4 時間という形で求めるということになっています。そうしますと、4 時間の割振り変更が 2 回なされた場合に、それらを足しますと 8 時間という形になりますので、現行の週休 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分ということで、従来でしたら、8 時間ということでそれが 1 日に相当するということでその割振りができたわけですけど、現行制度上その割振りができないことになっています。これを改善するために、3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更を可能とするということで、4 時間と 3 時間 45 分の 2 回の割振り変更をもって、下の図にありますように、例えば、水曜日 3 時間 45 分と 4 時間

というのを別々に割振って、水曜日そのものを週休日、土曜日、日曜日の1日を替わりにするというふうな規定を整備したいということです。元々のこの根拠規定そのものにつきましても、この教育委員会でもご審議いただきましたけれども、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例がございまして、先般も議会で審議いただいたということで、この条例の規定を受けて、必要な規則をここで設けているということです。

それから、その下の(2)夏季休暇の取得期間の範囲拡大ですけれども、休暇につきましては6月から9月という期間で5日間とこの規則で定めています。一方で、震災あるいは豪雨による大規模災害等に対処するために、この期間中に夏季休暇を取得できないケースというのもあります。4ページをご覧ください。このため、夏季休暇の取得期間中等において大規模災害等が発生するなどして、6月から9月の期間中にその取得が困難であるという形で県教育委員会が認めた場合には、夏季休暇の取得期間を10月まで延長できるような規定を設けると。その都度その都度、状況を見極めて、延長するのかどうかというのを、年度年度で必要に応じて通知するという考えでございまして。

次の(3)家族看護休暇の日数拡大ですけれども、親や子の看護のための休暇というのが制度的に認められていますが、その休暇が増えているという状況です。このため、妻の出産、子の傷病あるいは親の看護等に伴う付き添い等が必要な場合、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得できる休暇日数を3日から4日に拡大するというところでございます。

それから、最後の4点目は、学校等行事休暇の新設ということでございます。子育て支援というのを推進するために、学校などが主催する行事に出席する場合に、義務教育終了前の子1人につき1日、2人であれば2日、3人であれば3日ということになるわけですけど、新たな休暇を設定したいというものです。学校等については、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所も。それから、学校が主催する行事は、授業参観、運動会、入学式、卒業式、保護者懇談会等、学校が主催して保護者が出席する必要があるものです。いずれにつきましても、24年4月1日施行で提案させていただいております。5ページ、6ページは新旧対照表です。

【質疑】

委員長

議案第81号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第82号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（木平人材政策室長説明）

議案第82号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案します。平成24年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

説明のほうはまず、7 ページの規則案の要綱のところをご覧ください。2 番の主な改正内容ですけれども、今般の組織改正により、「総括室長」を「次長」に、「室」を「課」に、「プロジェクト」というのは現行教育委員会事務局にはございませんけれども、それを「プロジェクトチーム」に、で、それに伴って「室長」を「課長」に改めるなど、本庁において、事務局と同様に職の見直しを行わせていただくということでございます。2 点目に、学校体育以外のスポーツ関連業務を知事部局に移管するというので、このスポーツに関連する業務もこの組織規則の中で事務分掌としてございますので、その分を設置すると。それから、「教育改革推進監」という職を新たに設置したり、(4) ですけども、「情報・危機管理特命監」を「学校防災推進監」、以下職名の変更を行ったり、「桑員地域特別支援学校開校準備特命監」並びに「社会教育推進特命監」の廃止、それに伴う規定の整備。それから、この事務局組織規則以外でも、今般の組織改正に伴い改正が必要となる規則がございます。その規則につきましては、この一部改正規則の附則におきまして所要の改正を行うというふうにしてございます。

9 ページの新旧対照表という形ですけれども見ていただきますと、下が現行で上が改正案ですけれども、一番右の第四条に「課を置く」というのに現行は「室」を置くとかいうところがございます。この第四条の三のグループも「課及びプロジェクトチーム」という形での改正です。それから、第五条の本庁の分掌事務ですけれども、現行は分野ということで通称呼んでおりまけれども、その 5 つの括りで分掌事務を規定しておるわけですけれども、そこの括りが企画総務、教職員及び施設、それから学習支援、育成支援及び社会教育、教職員研修という括りになりますので、それに応じて第六条で「企画総務に関する事務は、次のとおりとする。」ということで、この 5 つの単位ごとに事務の移管等もございますので、そういった部分を整理しています。それが、第六条が企画総務の部分です。めくっていただきまして、10 ページの真ん中の第七条というところで、教職員及び施設に関する事務ということで、例えば一に学校の組織及び教職員定数に関すること。以下新たに整備をさせていただいております。それから、11 ページの真ん中のほうの第八条というのが、「学習支援に関する事務は、次のとおりとする。」ということで、その下に「学校教育に関する事務は」ということであるわけですけれども、生徒指導なり健康教育、人権教育等につきましては、11 ページの左の上の第九条の「育成支援及び社会教育」の所管業務になるということで、12 ページに「生徒指導に関すること」、「人権教育の推進に関すること」と示すということでございます。それから、この 12 ページの下の欄の五の「スポーツの振興に関すること」と十二項の鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場、松阪野球場及びライフル射撃場等、今回の組織改正に伴って知事部局に移管するスポーツ関連業務につきましては、この教育委員会事務局の組織規則から削除をさせていただいております。それから、12 ページの上の第十条は、最後の括りの「教職員研修に関する事務」について記載されております。

13 ページの第四章職制ですけれども、第 17 条で本庁の職制と職務の権限ということ

で、例えば、二の次長というのが今までの総括室長で、三項の室長、課長等、今回の職の見直しに合わせて、新たに特命ということで整理をさせていただいております。

めくっていただきまして、14ページの第十九条につきましては表で整理しておりますけれども、今申し上げました次長とか課長といったラインの職以外の推進監等につきましては、この表で整理をしております。そこで、職名あるいは業務内容の変更になったことについて、上段で新しい職それから職務権限を規定しております。

あと、17ページ以降は、先ほど申し上げました教育委員会事務局組織規則以外に今回の組織改正に伴い改正を要する規則を新旧対照表で、関係する規則は合わせて8つの規則がございます。それぞれ新旧対照表で示させていただいておりますけれども、多くは「室」を「課」にする、「室長」を「課長」にするといった規定の整備です。あとは、新しく「教育改革推進監」を置くとかそういった職の設置、改廃等に伴う規定の整備ということでございます。

【質疑】

委員長

議案第82号はいかがでしょう。

特命監というのがありますけれども、それが監になるということなんですか。特命というのはやっぱり時限付きとか特別というような意味が含まれているわけですか。

木平人材政策室長

何とか特命監という職で今まで置いてきておるわけですがけれども、期限を限定するという考え方がなきにしもあらずなんですけれども、今の事務分掌というか業務の中で、どこかの室にその業務も入っているわけなんですけれども、例えば、社会教育・文化財保護室があってそこで社会教育のグループもあってそこで社会教育の仕事していただいているわけですがけれども、別途一定の理由があって事業を推進する必要があるという部分について〇〇特命監という形で置いてきたわけですがけれども、その職につきまして、県全体でそうなんですけれども、その位置づけなり、職の特命なり、あるいはそういった特命監の現時点での必要性なり新たに必要な部分とかも含めて、今回、見直しをさせていただいて、で、呼び方として特命監というよりも、例えば学校防災推進監とあれば学校防災を推進するということが非常に分かりやすい。対外的にも分かりやすい職名ということで、特命監というよりも〇〇推進監という形で規定させていただいております。

委員長

そうすると、内容的にはあまり変わらないということ。

木平人材政策室長

そうですね。はい。

委員長

それから、もう一箇所ですね、10ページの七条に「教職員及び施設に関する」というふうにこれ、変わったんですね。

木平人材政策室長

はい。

委員長

で、これ、「職員」を「教職員」に変えたわけですけども、これは、例えば、上の一のところでは「教職員定数」というふうに書いてあるんですけども、その他のところでは「職員定数」とか「職員の任免」とかこういうふうに「職員の人材開発」とか、この辺のところは意識的に変えているわけですか。

木平人材政策室長

学校の組織及び教職員定数という部分はもちろん教員も入っていますが、事務局の分については職員定数条例というのがあって事務局全体が入っていますので、そういった条例等の規定があるところはそういう部分を踏まえた各項の規定になっているのが基本的な考え方なんですけれども、今、ご指摘いただいた第七条の「教職員及び施設」というところですけども、今回、組織改正で、総括室長に変えて次長という形で設置するわけですけども、その次長も教育委員会事務局の場合は4人設置させていただくということで、それぞれ何担当ということで、今回のこの関係については「教職員及び施設担当」という形で位置づけるということですけども、この規則につきましても、第七条の本部の部分につきましては次長の担当するものと記載していただいたということでございます。

委員長

伺っているのは、つまり、教職員と職員と教員と使い分けているのかということです。

木平人材政策室長

今、申し上げましたけれども、学校そのものの組織とかというときには「教職員定数」という形でさしていただいて、事務局につきましては、教員出身の方もみえるわけですけども、「職員」という形で基本的に考えさしていただいております。

委員長

そうすると、例えば三番の「職員の任免、分限、懲戒」ってありますよね。これは、教員の場合はまた別に書くわけですか。どこかに書いてあるのかな。この中には教員は入っていないということですね。

木平人材政策室長

すみません。「職員」と申し上げるときに教員も含めて「職員」といってるところもあるんですけど、「教職員定数に関する事」と言いますと、もとの定数条例等の規定もございまして、そういった条例での規定がある部分につきましてはその規定を踏まえた表現にさせていただいております。

委員長

何かちょっと分かりにくいですね。そういういろんな細かいことを分かっている人は分かりますけれど、分からない人は分からない、こういうのは良くないですね。そういう詳しいことを知らなくても分かるようにしておかないといけないんじゃないかと一般市民としてはそういう思いじゃないかと思うんですね。ちょっとこれ、分かりにくい感じがするんですけど。そうすると、こういう規則は専門家以外の人には分からないというふうになってしまうんですね。よくあるんですよ、こういうのが。よくあります。でも、それはちょっとどうかなという気がするので、そういう指摘を受けて、何かいいアイデアがあれば考えていただきたいということです。今すぐこれを拒否するとかそんなこと

はないんですけど。ちょっと何か「職員」と「教員」が。では、教職員と教員と職員はどう違うのかという感じになってしまうので、その辺のところはいかがですかね。最も詳しい方、いかがですか。

真伏教育長

その第七条の中にも「教員」となるとする場合と「教職員」と、法律で「教育職員」という場合もありますので、そのあたり非常に、先ほど木平人材政策室長が言いましたけど、条例で規定されているものはそれを準用していくということになりまして、委員長は、そこの整合性をとられたらどうですかということなんですけども、そこはなかなか難しゅうございまして、法あるいは条例で規定されているものはその用語を使っていると。教員の養成についても多分「教育職員何とか何とか」という法があるのかもしれませんが、ちょっとつまびらかでないんですけど。これまでの前例も踏まえてこういうことになっておるということで、今後見直したらどうかという話がありますけども、なかなか法の用語をそのまま持ってきていること自体が難しいのかなという感じなんですけど。

委員長

上のほうの法がそうであっても、分かりにくいものをそのままにしておくというのはやっぱり問題じゃないかと思うんですよね。つまり、これはプロの目というよりもむしろ一般の県民の目から見るとすごく分かりにくいという感じがするんですね。だから、そういうところは問題がありますねというご指摘を申し上げておきたい。分かるんです、お気持ちは。分かるんですが、そういう問題点はやっぱり、むしろ素人っぽい指摘をしておく必要もあるんじゃないかなと思います。

全体的には問題はないというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

岩崎委員

9ページの企画総務の事務の中で、現行の「経営品質向上活動」というのが上段の改正案のほうでは削除されて、そして、「学校経営品質向上活動に関する研修に関すること」ということで、これが13ページのほうに移るという形になっているのかなあと読んでるんですけども、そういう理解でいいんですか。研修を中心に進めていくということになるんですか。

木平人材政策室長

9ページのほうにある現行の「経営品質向上活動に関すること」というのは、オール県庁で進めている経営品質向上活動ということで、これについては教育委員会事務局を対象としています。3月に入りまして、総務部のほうから、経営品質向上活動については一時停止をするという通知が来まして、一応、教育委員会もこの経営品質向上活動については一旦事務局としては休止という話でございまして。そして、岩崎委員が言われました13ページの第五号の「学校経営品質向上活動に係る研修に関すること」というのは、学校経営品質向上活動は教育委員会の現場、学校のほうでやっておるということで、これにつきましては、まだちょっと組織として教育長レクもさせてもらってないんですけども、三重県教育ビジョンあるいは県民力ビジョンという、今議会に出ささせていただいておりますけれども、そこで学校経営品質向上活動を基盤としてということで一応文言

が入っていると。で、教育ビジョンには、この学校経営品質向上活動は括弧書きにして（学校マネジメント）というこういうことも起こり得るかなと。オール県庁で経営品質向上活動が見直しをされる恐れがあるというところで、もう少し経営品質向上活動を学校現場では括弧書きにしていこうかということで、学校マネジメントの一つのツールにしようということで表記はされておるんですけども、書いてあることには変わりはありませんので、現場ではこの形で、しばらくは学校マネジメントというのを表に出しながらも学校経営品質向上活動をしばらくは動かしていかなるを得ないのかなとということで、この文書のほうにも入っておるとい状況でございます。ですので、県民力ビジョンあるいは教育ビジョンに一応明記されておるといことで、この研修分野の中に入っているといことで今のところは。この後に及んで何を言っているのかと言われるかも分かりませんが、今はそういう考え方ですので、オール県庁の経営品質向上活動と別個と考えて、こういうふうに今、記述させていただいております。

岩崎委員

ああ、そんな感じですか。てっきり、学校現場のほうでも学校評価の話もあるし、それからマネジメントの話もあるしという、何となく外から見ているといくつもありますから、それを少し整理される形でこういうふうに削除することになったのかなと思ったんですけど、そうではなくて、これはオール県庁の事務局としての経営品質向上活動の話だということなんですね。分かりました。

委員長

ほかよろしいでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 87 号 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第 87 号 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案します。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。提案理由 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

これにつきましては、2 ページの要綱でご説明申し上げたいと思います。改正内容をご覧いただきたいと思いますが、このもととなります条例、公立学校職員の給料及び手当の支給に関する条例が、昨年の 11 月でございますが、人勸と一緒にへき地手当のそれぞれの基準を盛り込んだ形で議決されたところでございます。このときに膨大に条項を追加いたしましたので、その分、規則におきまして規則の条例に当たる部分につきまし

て条ずれが起こったというところで、その改正が主でございます。

あと、項というのがございますが、項につきましては4ページを見ていただきたいと思っております。4ページの上段のほうでアンダーラインがしてございますけれども、これは定時制と通信教育を行いますところの校長先生が対象になります手当の額の定め方でございます。定め方は、ここの括弧の中に「附則第十項の規定を適用しない額」とございます。で、この十項といいますのは、平成18年の給与改正のときに現給を保障するというのがございました。そのときに、現行の給料表にプラス差額を支給するわけでございます。で、今、手当の額は、この合計をしましたものに、校長先生ですと100分の8という手当額が付くんですけども、これが55歳超になりまして特定職員ということになりますと1.5%減じますのでこの手当の計算の元も1.5%減じなければなりませんけど、この差額の部分、括弧書きに「除く」と書かれるこの差額の部分については、実は、附則七項のほうで特定職員になりますと「その元の額の98.5を乗じた額とする」と決まっていますので、そのままいきますと98.5を乗じた上に1.5%減ってしまうということで、行き過ぎてしまうというふうに読めてしまうということなんでございます。改正前の現状は「当該手当の額」となっておりまして、当該手当の額をどのようにするか、常識的には2度引きはないんでございますけれども、このまま几帳面にとっていただくとそのまま2度引きする可能性も無きにしもあらずということで、この際、国で定めてます規則の内容のとおり人事委員会のほうも改めよということで、この他にも、事務局的には管理職等級などでも同じような規定の仕方がございまして、そちらも一緒に直される予定でございます。我々のほうでは、この定時制、通信教育のところ当該手当の額というふうな表記で今まで来ましたので、これを訂正しようとするものでございます。

【質疑】

委員長

議案第87号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第88号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第88号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成24年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県

教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

これにつきましても、2ページの改正要綱でご説明申し上げたいと思います。改正内容につきましては、この春から新しい学制のもとに2つのこれまでなかったものができるということで、表をご覧くださいますと、アンダーラインの部分、大卒の三の専門職学位課程修了というところで、ここに司法試験の予備校になります法科学院の卒業生という資格者が出てまいりまして、そういう者が三重県職員になる可能性が出たということで、そこが出たときにどのような扱いにするかという位置づけでございます。ですから、別表の改正でございます。その他、薬剤師につきましては大学6卒が出てまいりますのでその6卒が入ってまいりましたときに四の大学6卒のところに、これまでは獣医学しかございませんでしたけれども、薬学ということで一項設けるということで、そういった方の採用に備えての改正でございます。

【質疑】

委員長

一、二、三、四によって給与は変わってくるんですか。

福本福利・給与室長

はい。経験と学歴を勘案して変わってきます。

委員長

初任給も変わるんですか。

福本福利・給与室長

はい。

委員長

分かりました。内容については全く問題ないと思います。ありがとうございました。

【採決】

一全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。一

・審議事項

議案第89号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第89号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成24年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。提案理由 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

これも2ページの要綱でご説明申し上げたいと思います。三重県立総合医療センター

がこの4月に特定地方独立行政法人化されるということでございます。で、こちらに異動します職員のほうは、もう規定ができたんでございますが、役員についての規定ができておりませんのでこれを規則で改正しようとするものです。

この人事になりますものにつきましては、基準日となりますのは6月1日、12月1日の賞与でございますけれども、その1ヶ月前までに退職した場合につきましては三重県が支払うという規定になっております。ですので、今回、そういうふうに行かれる方については支払わない。三重県からは支払わずに向こうのほうで支払ってもらうために、三重県では支払わないというふうに規定をするものでございます。

【質疑】

委員長

89号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第90号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第90号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成24年3月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

これも、恐れ入りますが、2ページの要綱でご説明したいと思います。これは、先ほど申しましたが、センターができて独法化されます。これに伴って、県職員で行く者があるとして、これは戻ってくる時の話でございます。行った者がまた県職員として戻ってきたときに、また新たな新採用という形で採用されます。採用されますと、単身赴任手当の対象になりません。新規の赴任につきましては単身赴任手当が付きませんので、それではやっぱり人事上の問題でございますので均衡上やっぱり不都合であろうということで、戻ってくる者がそういう要件を具備しましたときには単身赴任手当を支給できるようにということの規定でございます。

【質疑】

委員長

議案第90号、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 91 号 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案（公開）

（大森学校施設室長説明）

議案第 91 号 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案。三重県教育財産規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育財産規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

2 ページをご覧くださいと思います。要綱でございます。改正理由でございますが、三重県教育財産規則につきましては、元々地方自治法上の規定から公有財産の総合調整権は知事にあるということから、教育財産規則につきましても県の公有財産規則にならうような形で順次構成をしておりますが、その中で、公有財産規則のほうがこの 4 月 1 日に改正されまして施行されるということから、合わせて改正を行うこととしております。それともう 1 つ、組織改正によりまして、「室」を「課」等に改めるという 2 つのところからなっております。公有財産規則の中での改正点につきましては、教育財産規則のほうは平成 22 年 9 月にご審議いただいて改正をお認めいただいて、22 年 10 月 1 日から施行しております。例えば、自動販売機の設置を学校内で可能にするときがございますが、そのときの改正のときに、同時に改正しなければならない部分がちょっと漏れた形になってございまして、今回、それを補完するという形になります。2 ページの 2 の改正内容にありますように、教育財産の貸付を受ける場合、従前は目的が一緒の許可しか肯定しておりませんでしたので、必ず申請書を提出しなければならないというふうに謳っておるわけでございますけれども、自動販売機等の設置については一般競争入札にするということから、申請書は不要であるということと適用除外にするということと、同じく、教育財産使用を認めました場合、台帳に整理をするわけでございますけれども、これにつきましては、目的や使用許可をした場合のみ整理をするということになっていまして、「貸付けたとき」というのが抜け落ちていたということから、その 2 箇所につきましては改正をさせていただくということで、3 ページの新旧対照表の十六条につきましては、「ただし、一般競争入札に付する場合は、この限りでない。」という文言。それから、第二十四条のところでございますけれども、「又は貸付けたときは、」台帳を整理するというような形に改正を行うものでございます。

【質疑】

委員長

議案第 91 号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 92 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（齋藤高校教育室長説明）

議案第 92 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案。三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由であります。

2 ページをご覧ください。規則の一部を改正する規則案の要綱でございます。改正理由の（2）の部分は、2 月 17 日の定例会後に教育改革室から説明させていただいたところでございます。改正理由でございますけれども、（1）としまして、学校関係者評価の義務化にあたりまして、学校評議員を任意設置とすること。（2）が、学校関係者評価を義務化するということ。（3）は、県立高等学校の学科を改編すること。（4）は、県立高等学校の廃止を内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたことということでございます。

それでは、3 ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第七十六条第一項については、「学校評議員を置く。ただし、次条で規定する学校運営協議会を設置する学校にあっては、この限りでない。」というものを「置くことができる。」に改めるということでございます。次の八十六条の二につきましては、「学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。」というものを「行うとともに、その結果を公表するものとする。」に改め、同条 2 「学校関係者評価に関し必要な事項は、別に定める。」という項を加えるというものでございます。また、八十六条三につきましては、「を行なった場合はその」という部分を「の」に改めるというものでございます。第二条に係る別表一につきましては、三重県立川越高等学校の「英語科」の部分「国際文理科」に改めるというものでございます。第二条に係る別表一につきましては、「三重県立宮川高等学校」、「全日制」、「普通科」を削除するというものでございます。施行期日は 24 年 4 月 1 日からということでございます。

【質疑】

委員長

議案第 92 号はいかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議内容

議案第 94 号 第 7 次三重県スポーツ振興計画について（公開）

(村木スポーツ振興室長説明)

議案第 94 号 第 7 次三重県スポーツ振興計画について。第 7 次三重県スポーツ振興計画について、別紙のとおり提案する。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 第 7 次三重県スポーツ振興計画については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 13 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。これまでの経緯でございますが、第 7 次三重県スポーツ振興計画につきましては、昨年、今後 10 年後の 4 つの姿を示しながら策定をしたところでございます。しかしながら、(2)、(3)にございますように、国においてはスポーツ基本法が制定され、また、本県におきましても平成 30 年にはインターハイが、あるいは平成 33 年には国民体育大会等の開催が内々定されたということでございますので、そういった状況の変化がございますので、本県のスポーツの新たな取組ということで適確に対応して参りたいということで、2 ページにございますが、法改正以前にスポーツ振興審議会、法改正後にスポーツ推進審議会、あるいは施設整備にかかる専門委員会等において、新たな取組について議論をしてきたところでございます。そういった議論、意見を踏まえまして、第 7 次三重県スポーツ振興計画の新たな推進ということで基本施策の具体的方策及び取組内容について追加をするということでとりまとめを行いました。こういったものにつきましては、来年度以降の取組に反映をして参りたいと考えているところでございます。

具体的には、お手元の資料の 8 ページをご覧くださいと思います。全体構成となっておりますが、現在、基本施策は 4 本、具体的方策は 14 本でございますがこれを 1 本追加したい。取組内容につきましては 45 本に 7 本追加して 52 本に、取組内容の記述に追加する項目としましては 6 項目ということで、これが全体でございます。そして、それ以降、大きく基本施策が 4 本ございますので、その中でそれぞれ意見をとりまとめたものということでございます。

9 ページの折込につきましては、現行のものと、右側はそれぞれ追加したということで、下線が引いてあるものが追加をするというものでございます。例えば、一番上でございますと、子どもたちの元気づくりという基本施策がございまして、そして、そこに(1)②では運動プログラムカードの活用というものがございますが、これは、それぞれそこへ追加の項目を入れると。④、⑤、⑥につきましては新たな取組内容ということで、3 本増やすというそういった体系になるわけでございます。

具体的な内容につきましては、申し訳ございませんが、資料の 3 ページへ戻っていただきたいと思います。資料の 3 ページに「第 7 次三重県スポーツ振興計画」の新たな取組内容(案)でございます。4 ページを開いていただきますと、先ほどの体系にございましたように、「1 子どもたちの元気づくり」ということで主な取組内容。これはお手元に本刷があるかと思いますが、本刷の 12 ページを開いていただきますと下のほうに主な取組内容というものがあるかと思いますが、その 13 ページの一番上でございますが、(授業の工夫改善)とあるわけでございますが、そこに 3 行、工夫改善を推進しますということで、「また」以降を今回、追加したいということでございます。その

次の（新体力テストの有効活用と継続実施）につきましても、下線部分を追加したいということでもあります。あと、4ページの○が3つ、運動する機会の拡充であるとか体力づくりモデル校、こういったものは現在、本刷にはございませんので新たにこれを盛り込むと。そういったまとめ方をしたいと思っております。以降、この資料の5ページが地域の活力づくり、そして、6ページが県民の夢づくりといったことで意見のとりまとめをさせていただいて、取組内容の追加等を行なっていきたいと。そして、7ページにございますように全体の体系はこういう形で、基本施策4本、そして具体的な方策で、2の地域の活力づくりでは（6）スポーツを通じた産業・観光の振興を具体的な方策の中に盛り込みたいということで、より現状に合うような形で取組内容をまとめるということで、3ページから7ページまでを新たな取組内容としてこの本刷と併せて第7次三重県スポーツ振興計画にしたいということでございます。

【質疑】

委員長

ありがとうございました。

議案第94号はいかがでしょうか。

運動プログラムカードとか体育ノートとかというのが新しく入っていますが、これ、教員たちにとって時間的な負担とかそういうことがちょっと心配なんです、その辺はいかがですか。

村木スポーツ振興室長

運動プログラムカードとかそういったものにつきましては、先生方が教材研究のときにそれを見れば、どんな運動をさせればいいのかという簡単なものを図示したカードで、それを参考にしていただきながら授業を進めていただくというようなこととございますので、特にこれをもって先生方の負担になるというようなことはなく、かえって授業をやりやすくなり、そういう工夫をしていきたいと思っております。

委員長

体育ノートというのは。

村木スポーツ振興室長

体育ノートは、それぞれ体力の成長記録として子どもたちがこれにつけていくということですので、それを先生方が見て、この子はこういう成長の履歴があるとか、あるいは、体力テストをしてきて、こういう伸びがあったんだというようなことが分かるものにしていきたいなと思っておりますので、特に先生方がそこに何かの手を入れるというようなことではありません。

委員長

分かりました。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 95 号 「三重県スポーツ施設整備方針」(案) について (公開)

(村木スポーツ振興室長説明)

議案第 95 号 「三重県スポーツ施設整備方針」(案) について。「三重県スポーツ施設整備方針」(案) について、別紙のとおり提案する。平成 24 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「三重県スポーツ施設整備方針」(案) については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 13 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。三重県スポーツ施設整備方針でございますが、これにつきましても三重県スポーツ推進審議会、あるいは審議会の中の県営施設整備にかかる専門委員会を設置しまして意見をいただきながら、審議会を充実して参りました。これまでの審議状況はそこにあるとおりでございます。今回提案をさせていただきます「三重県スポーツ施設整備方針」(案) の概要ですが、まず、策定の趣旨につきましては、現在、三重県営スポーツ施設整備方針がございますが、これが策定されてから 20 年余り経過しており、本県のスポーツを取り巻く環境も大きく変化をしているということと今後大規模な大会も開催されるということから、今回、施設整備方針案を策定いたしました。方針のポイントでございますが、現行の「三重県スポーツ施設整備方針」では、教育委員会が所管するスポーツ施設を対象としていましたが、今回の提案させていただきましたものにつきましては、県、市町が整備するスポーツ施設を対象としたということです。

2 ページの「また」以降ですが、今回の方針につきましては、あくまでも整備の考え方や方向性について示しておりまして、具体的な整備内容につきましては、別途「三重県スポーツ施設整備計画(仮称)」を策定することとしています。

全体構成は、そこがございますように、趣旨、考え方、方向性、留意事項といったことでまとめさせていただいております。

3 ページがそのものでございます。これの 5 ページが趣旨になります。そして、6 ページにつきましては施設整備の考え方ということで、6 つの視点からまとめさせていただいております。1 番目が、スポーツ施設は競技力の向上と地域スポーツの推進の観点から整備する。2 つ目は、県営スポーツ施設を計画的に整備・充実すると。3 つ目につきましては、本県の公共スポーツ施設が近隣の他府県と比べて規模や数が十分ではないということで施設水準の向上と総数を引き上げると。4 つ目につきましては、トップアスリートやプロ選手の一流プレーのため、整備が必要であろうと。5 つ目につきましては、地理的な特性から市町とも連携をして総合的に進める必要があると。6 つ目でございますが、スポーツ施設には多くの人が集まって、出会い、絆が育まれると。こういったことから整備が必要であるということで、整備の必要性、考え方についてまとめております。

次の 7 ページでございますが、施設整備の方向性ということで、ここは 4 点。最初は、県営スポーツ施設の整備・充実。2 つ目につきましては、新たなスポーツの拠点づくり。そして、3 つ目がトップアスリートやプロ選手を見ることができると。4 つ目が県と市町の連携ということで、4 つの方向性をまとめています。

8 ページは施設整備にあたっての留意事項ということで、仕様・機能。スポーツ施設

の防災拠点としての機能や環境にやさしい機能を付加する必要があると。あるいは（２）の立地、あるいは（３）市町への支援ということで、市町が行う大規模大会可能なスポーツ施設の整備に対して財政支援を検討する。そして、（４）が財源の確保ということで、まとめております。

９ページ以降につきましては、現在、本県のスポーツ施設の内容を資料として付けさせていただきます。

以上が「三重県スポーツ施設整備方針」（案）でございました。

【質疑】

委員長

議案第 95 号はいかがでしょうか。

教育委員会が所管するスポーツ施設というのがここに書いてありますけど、これは移るわけですか。

村木スポーツ振興室長

今まで教育委員会で所管しておりました施設につきましても、知事部局のほうへ移ります。

委員長

そうですね。

岩崎委員

今度、スポーツ推進の局ができて、そちらのほうがこういった県営の施設も所管するということになるんですか。

村木スポーツ振興室長

はい。

岩崎委員

となりますと、例えば資料編のところにあります県土整備部とか、県立ゆめドームは政策部が所管してるんだなと思って見ていたんですけど、こういう施設も一体的にスポーツ推進のほうで所管することになるんでしょうか。

村木スポーツ振興室長

教育委員会がこれまで所管していたものが新たにスポーツ推進局のほうへ移るということで、これまでその県土整備部が所管していたものであるとか政策部がというものは、それぞれ設置の意図が違いますので、それはそのままそれぞれの部で所管するということです。

岩崎委員

例えば国体を控えて施設を整備していかなければいけないというときに、既存施設として、これは所管の枠を越えて今度作られる具体的整備計画の中ではそういった施設も対象としてリニューアルするとかそういう形で組込まれていくんでしょうね。

村木スポーツ振興室長

今度は、特に国体に向けての施設整備につきましては、別途国体開催に向けての準備委員会を設置してその中で会場をどこにするかとかそういった選定をしていくことになりますので、そういった中でそれに合致するような施設基準というのもございますので、

それに合わせた作業が生まれてくるというふうに考えています。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 平成23年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」について（公開）

（藤田教育改革室長説明）

報告1 平成23年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」について

平成23年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ」について、別紙のとおり報告する。平成24年3月22日提出 三重県教育委員会事務局 教育改革室長。

1 ページをご覧ください。「審議のまとめ」の概要を1ページから4ページまでにまとめてございます。1番にありますように開催の趣旨でございますが、平成23年度の三重県教育改革推進会議では、「三重県教育ビジョン」の主な取組内容をより実効性のあるものとし、教育行政に反映するため、喫緊の課題である「学力の向上」、「キャリア教育の充実」、「郷土教育の推進」、「地域と共に創る学校づくり」の4つのテーマの具体的方策を審議していただきました。8月11日に第1回の全体会を開催し、3月12日の第5回の全体会まで全体会としては計5回、分科会は計14回、合わせて19回の会議をもつていただき、この「審議のまとめ」を3月12日に成案として結審したところです。本日は、成案化されたこの「審議のまとめ」につきまして、概要でございますが、特徴的なところを中心にご説明申し上げたいと思います。

1 ページには、「審議のまとめ」についてですが、依頼された理由①から④までございます。学力の向上、キャリア教育、郷土教育、地域と共に創る学校づくり、いずれも現状の教育課題として非常に重要であるということ踏まえて、教育改革推進会議のほうに教育委員会としてこの内容についてビジョンを実現するために有効な具体的方策のあり方を検討していただいたところでございます。1 ページの下の方3番にございます取組の方向性でございますが、ここでは、総県民が互いに協働・協創して取組むことが重要であるというあたりも確認していただいております。

2 ページをご覧ください。各テーマに係る「現状と課題」および「具体的方策」というところがございます。具体的方策につきましては、後ほど本刷のほうで特徴的なところを取り上げて説明申し上げますが、現状と課題のところにありますように、各テーマの審議にあたり、「三重県教育ビジョン」の「主な取組内容」。教育ビジョンの中にもこれから取組んでいく内容というのがあるわけですが、これについて教育委員会の取組と現状の課題をまず、共有いたしまして、その後、具体的方策について審議していただいたところがございます。「各テーマの具体的方策例は、次のとおりです。」というのが、上から9行目あたりにあるかと思います。学力の向上について6ページから。ここでは、学力の向上に向けた学校の組織的な取組とか家庭が協力していただく取組とか子どもたちの安心した学びを支える基盤づくり等について審議していただきました。

(2) はキャリア教育でございます。これは、本刷の13ページからになります。組織的・系統的な教育活動全体を通じたキャリア教育の推進、あるいは適切な就職支援、さ

らには、地域と共に創る学校づくりの視点からキャリア教育をどうするのか。教員の指導力の向上に向けた取組。こういったことにつきまして、ご議論いただきました。

3 ページのほうにまいりまして、(3) 郷土教育の推進。これが本刷の 23 ページからになっておりますが、子どもたちの発達段階に応じた郷土教育が必要であるとか、地域資源や人材の活用も大切である。あるいは教材コンテンツや情報発信、これも重要である。そうした視点からご議論いただいたところです。

(4) にあります地域と共に創る学校づくりは、今報告いたしました学力の向上、キャリア教育の充実、郷土教育の推進の 3 つのテーマに共通して関わっているテーマとして議論いただきまして、この括弧につきましては、学力とキャリアと郷土教育でご審議いただいた内容の中から再掲の形で本刷ではまとめてございます。

あと、3 ページの下の方に「各主体に期待する役割」とございます。県民総参加という視点で、こうした課題に取組んでいくにあたっては、行政、学校、家庭、地域が互いに手を携えて協力しあうということが必要だということで、各主体に期待する役割ということにつきましても触れております。

4 ページをご覧ください。下のほうに参考の 1 と 2 がございます。ゲストスピーカーにも各分科会等にご出席いただいて、ご本人の視点から専門的なご意見をいただきました。このことについても簡潔に触れてございます。それから、参考 2 でございますが、具体的方策について、どのような取組主体が中心になってやればいいのかということをつきまやすくするために表の形でまとめてあります。

それでは、その次から「審議のまとめ」の本刷がございまして、少し特徴的なところだけ説明させていただきます。

めくっていただいて 1 ページ、「はじめに」。ここで、改革推進会議の議論につきまして、どういう方向で議論をするかが趣旨として書いてございます。2、3、4、5 ページが、教育委員会がこの審議会に対して依頼した理由等についてそれぞれの課題の重要性について述べてございます。5 ページは、先ほど概要のところでも出ましたように取組の方向性として県民総参加にするようなことも大事だということ述べてございます。

6 ページから、「学力の向上」に係る審議内容が具体的方策の内容と並べてまとまっております。特に、7 ページをご覧ください。7 ページの下の方に「具体的方策」がございまして、①学力向上に向けた学校の組織的な取組。1 番、学力向上に向けた指導體制の確立。A とございます。「市町等教育委員会による全国学力・学習状況調査の実施・活用の支援」ということで、ここ、ちょっと触れさせていただきますが、「全国学力・学習状況調査は、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた問題が出題されており、日常生活における学習習慣や生活習慣等とあわせて、子どもたちの学力や学習状況を総合的に把握することができるものである。このため、各市町教育委員会と連携し、全ての小中学校での全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、調査結果を具体的に分析して教育指導の改善に生かすようにするため、調査実施に係る支援や、調査結果を的確に把握するための分析支援ツール等をホームページから配信する。」こういった具体的方策をこの後、事業として取組んで参りたいと思っております。あるいは、今、8 ページを見ていただいておりますが、真ん中あたりに 2 番学校・地域など多様な主体が連携した県民総参加の取組ということになります。D のところで、「学校、家庭、地域が一体となった子どもた

ちの学びを支える取組の推進」ということがあります。ここにありますように、県民総参加ということでございますので、○の3つ目にありますように、「地域の教育力を生かした学習支援等の充実を目指して、コミュニティ・スクール等の成果について、幅広い事例の収集と積極的な情報発信に努め、地域の実態に応じて、全ての公立学校で、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、学校評価等の取組による開かれた学校づくりを推進する。」このようなことも推進していきたいと考えております。続いて9ページ。「学力の向上」に変わります、一番下のところに②とございます。「教員の指導力の向上に向けた取組」ということで、『J 相互に学び合う「授業実践研修」の実施』とございます。「小中高の各段階で求められる学力についての教職員の認識を深めるためには、校種を越えた授業交流等が重要であるため、経験年数の異なる教職員が校種を越えて教科別の研修班を編成するなどして、相互に学び合う授業実践研修を実施する。」こうした形で実施していきたいというふうに考えております。

それから、13ページ。ここから、キャリア教育の充実についての内容となっております。15ページ、ご覧ください。15ページから、具体的方策がまとまっておりますが、「①教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の推進」ということで、「A 全県立高等学校におけるインターンシップの実施と充実」というような視点をしております。それから、Bにつきましても、「キャリア教育モデルプログラムの開発と各高等学校のカリキュラムへの反映・普及」。こうしたことも通じて、生徒たちのキャリア教育の充実を進めて参りたいと思っております。17ページをご覧ください。Gが真ん中にあるかと思えます。「特別支援学校におけるキャリア教育の充実」。この点につきましても、審議会では議論いただきまして、例えば3つ目の○に挙げていますが、「例えば、協定企業（ビルメンテナンス協会と平成23年3月協定締結）等との連携により、技術指導や職業教育の充実を図る。」こうした具体的施策も提言としていただいて、具体的な特別支援学校におけるキャリア教育の充実となると考えているところでございます。

それから、少し飛びまして、郷土教育でございますが、23ページから郷土教育についての内容となっております。その具体的方策が24ページからとなっております。真ん中の①のところをご覧ください。子どもたちの発達段階に応じた、学校における郷土教育の推進ということで、「A 関係主体と連携した、子どもたちの体験活動の推進」ということで、発達段階に応じつつ、各地域あるいは各機関と連携しながら、あるいは出前体験等そういうものも活用しながら、子どもたちに郷土教育を進めていくという、こうした具体的方策についてもご議論いただいたところでございます。26ページ、ご覧ください。郷土教育につきましては、教材コンテンツや情報発信の重要性についてもご審議いただきました。その観点から、Eにありますように、教材「三重の文化」、これを効果的に活用する。あるいは、Fにありますように、これから取組むわけですが、「美し国かるた（仮称）」。こういうものを有効に作っていく。こんなこともご議論としていただいたところでございます。

29ページからは「地域と共に創る学校づくり」の内容となっております。それから、33ページの次のページになるわけですがけれども、概要のところでお話したように、ゲストスピーカーからのご提言ということで、北陸大学の石原先生、あるいはJR東海の須田相談役、あるいは交通新聞社の中村部長とかからいただいたご意見につきましてもま

とめて掲載しております。

最後、参考2が終わりに付いているかと思いますが、これがそのそれぞれの具体的方策を取組むときに、中心となる取組主体ですが、表としてまとめてあります。

こうした形で3月12日に成案化されましたので、本日、ご報告申し上げます。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。

25ページですね。25ページの上のほうから4つ目の○がありますけども、郷土教育の推進のところに国際化、グローバル化のことが書いてあるんですけど、これは郷土教育と、どういうふうな関係として考えられているんですか。ちょっと、このままでは分かりにくいような気がするんですけど。

藤田教育改革室長

委員さんから、留学した子どもらが、実は日本のことをなかなか書かれないというようなご意見等もありまして、それから、地元のことを情報発信していくという観点からこうした国際化、グローバル化を意識した視点、英語コミュニケーション能力の育成なども大事であるというようなご意見もいただきまして、単純に地元の歴史・文化を身につけるといふんじゃなくて、それをさらに世界に情報発信していけるようなそんなことも意識してこういう形でまとめさせていただきました。

委員長

きちっとそういうことが伝わらないような。これ、さっと読むとね。もちろん分かるんですよ。分かった上でお伺いしているんですけど、これだけでは、普通さっと読んだ場合にその趣旨が何か分かりにくいかなというので、説明するときとか概要をまとめるときとかそういう場合には、ちょっと説明、分かりやすい表現が必要かなと思うんですけども。説明を聞けば分かるんですけど。そういうことをちょっと感じましたので。もし、何かアイデアがあればということです。

ほか、よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 教員の資質能力向上支援事業の平成23年度実施結果と平成24年度の概要について（公開）

（木平人材政策室長説明）

報告2 教員の資質能力向上支援事業の平成23年度実施結果と平成24年度の概要について

教員の資質能力向上支援事業の平成23年度実施結果と平成24年度の概要について、別紙のとおり報告する。平成24年3月22日提出 三重県教育委員会 人材政策室長。

1ページをご覧ください。先ほど、少し資料、お配りしておりませんが、この教員の資質能力向上支援事業の主な流れについてご説明させていただきます。

平成 15 年度から開始しまして、学習指導でありますとか生徒指導、それから学級経営に係る指導力に課題を有する教員の研修という形で実施をしてきております。平成 19 年には教育公務員特例法が改正されて、法的に位置づけされたものです。具体的には、当該校の校長が、指導が不適切であると考えられる教員について、具体的な改善指導なり観察なりを加えていただいて、さらに客観的な実態があると教員から聞き取りもしていただくと。その上でも具体的な改善が見込まれない場合については、小中学校については、市町教育委員会を通じて県教育委員会のほうへ報告をいただいて、私どものほうではこの改善研修の審査委員会という形の付属機関を設けておりまして、弁護士、医師、学校関係者、PTAの方等で構成される委員会ですが、そこで改善研修を受ける必要があるかどうか、指導力に課題があるかどうかという、委員会の意見を踏まえて、教育委員会として指導力不足にあたるかどうかというのを決定した上で、決定された教員については総合教育センターを中心に 1 年間の研修を受講すると。その受講を経た後、また改めて審査委員会のほうで、改善の程度を踏まえて職場復帰が可能かどうかということのご意見をいただいて、教育委員会としてその意見を尊重してその処遇を決定するという流れがございます。

1 ページをご覧くださいますと、2 番の(1)で平成 23 年度の実施結果ということで、平成 23 年度につきましては、この指導改善研修を受講した教員は 2 名ということでございます。その研修を受けた後の措置につきまして、2 月 7 日に三重県指導改善研修審査委員会でご審議をいただきました。その意見をもとに教育委員会内部の三重県指導改善研修判定委員会において、2 名とも「指導が不適切である教員の認定を解除し、平常勤務に復帰させる」ということで、研修の効果が出て、職場復帰を果たすことができるという決定をしたところなんです。その他 1 名の教員が指導改善研修を受講していたんですけども、年度途中で病気休暇を取得するに至っております。ですので、その教員が復職を果たした後は、再び指導改善研修を受講させるということになります。

(2)の平成 24 年度の概要ですけれども、平成 24 年度の対象となる教員については、市教育委員会のほうから、いずれも中学校教員ですけれども 2 名の教員について報告がございまして、1 月 24 日並びに 2 月 7 日の審査委員会でご審議いただいて、その意見をもとに両名とも「指導が不適切である教員に認定し、校外指導改善研修を受講させる」という旨の決定をさせていただいているところです。

3 番ですけれども、今年度の研修取組によって現場復帰と決定した 2 名の方について、市教育委員会それから復帰する学校の校長とも連携して、この 1 年間の取組がうまく学校現場のほうで活かせるように、あるいは、その復帰後もうまく指導できるように支援をするということをしております。それから、新たに認定した 2 名については、個々の教員のそれぞれの課題というのがございますので、課題に応じた研修プログラムを作成の上、24 年 4 月から 25 年 3 月までの 1 年間、総合教育センターにおいて研修を実施するというようにしています。報告は以上でございます。

【質疑】

委員長

報告 2 はいかがでしょうか。

こういう教員は増える傾向とか、減る傾向とかそういうのはいかがですか。

木平人材政策室長

平成 15 年度から実施しておりまして、当初 10 名、16 年度 15 名、その次が 10 名というような認定でございますが、以降は 6 名でありましたり、5 名、4 名、2 名というような形で推移しております。全体の数としては、減る傾向ということでございます。

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 93 号 平成 25 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について
（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 83 号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 84 号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 85 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告 3 平成 24 年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告 4 平成 24 年度県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告 5 平成 24 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（非公開）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第 86 号 職員の懲戒処分について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。